

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	11	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（漁業協同組合等関係）		
要望内容 （概要）	<p>適用期限の2年間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内国法人が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</li> <li>・特例措置の内容 中小企業等（漁業協同組合等を含む。）が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去3年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の12%割増の範囲内とすることができる。</li> </ul>		
関係条文	法人税法第52条第2項、租税特別措置法第57条の9第3項、第68条の59第3項、地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4		
減収見込額	[初年度] — ( ▲51 )	[平年度] — ( ▲51 )	[改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>(2) 施策の必要性 漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。 貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 厳しい経営環境の中において必要な役割を果たしていくため、漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現を図るため、本措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>															
	政策の達成目標	漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。(政策目的と同趣旨)															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 3 月 31 日まで (2 年間)															
	同上の期間中の達成目標	本措置により、貸倒リスクへの対応力が広く維持・強化されることにより、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化が図られることから、平成 30 年度に漁業協同組合の繰越欠損金総額を 213 億円まで削減することを目標とする。															
	政策目標の達成状況	<p>繰越欠損金総額の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (実績)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> <th>29 年度 (見込)</th> <th>30 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越欠損金総額</td> <td>307</td> <td>294</td> <td>253</td> <td>243</td> <td>233</td> <td>223</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table> <p>※繰越欠損金総額の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。27 年度以降の見込額は、26 年度実績から毎年 10 億円減少させたもの。</p>	区分	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	繰越欠損金総額	307	294	253	243	233	223
区分	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)										
繰越欠損金総額	307	294	253	243	233	223	213										
ページ	11 — 2																

有効性	要望の措置の適用見込み	(単位：組合、%)																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度 (推計)</th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>2,102</td> <td>2,084</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>746</td> <td>737</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>626</td> <td>613</td> <td>615</td> </tr> <tr> <td>適用率</td> <td>83.9</td> <td>83.2</td> <td>83.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	対象組合数	2,102	2,084	2,066	貸倒引当金計上組合数	746	737	737	適用数	626	613	615	適用率	83.9	83.2	83.4	※算定根拠は別添参照。																																		
区分	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																																						
対象組合数	2,102	2,084	2,066																																																						
貸倒引当金計上組合数	746	737	737																																																						
適用数	626	613	615																																																						
適用率	83.9	83.2	83.4																																																						
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(単位：組合、百万円)																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (推計)</th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>2,210</td> <td>2,175</td> <td>2,163</td> <td>2,138</td> <td>2,120</td> <td>2,102</td> <td>2,084</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>647</td> <td>721</td> <td>773</td> <td>746</td> <td>718</td> <td>746</td> <td>737</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>532</td> <td>621</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>626</td> <td>613</td> <td>615</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>53</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>66</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>348</td> <td>551</td> <td>425</td> <td>441</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table>	区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066	貸倒引当金計上組合数	647	721	773	746	718	746	737	737	適用組合数	532	621	664	606	607	626	613	615	減収見込額	53	41	37	32	66	45	48	53	貸倒引当金の繰入増加額	552	414	377	348	551	425	441	472	※算定根拠は別添参照。
区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																																	
対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066																																																	
貸倒引当金計上組合数	647	721	773	746	718	746	737	737																																																	
適用組合数	532	621	664	606	607	626	613	615																																																	
減収見込額	53	41	37	32	66	45	48	53																																																	
貸倒引当金の繰入増加額	552	414	377	348	551	425	441	472																																																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																																							
	要望の措置の妥当性	<p>漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。また、計画的な経営改善の取組が促進されることによって繰越欠損金の減少が期待されるが、これらのことは漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強を通じた漁業経営の安定に寄与する。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>																																																							
ページ		11 — 3																																																							

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：件、百万円)																																																										
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																																					
	適用件数	532 (532)	621 (621)	664 (664)	606 (606)	607 (630)																																																					
	減収見込額	53 (53)	41 (41)	37 (37)	32 (40)	66 (36)																																																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等の貸倒引当金の特例（単体法人） 道府県民税： 631 事業税： 2,406 市町村民税： 1,553 合計： 4,590</p> <p>○中小連結法人等の貸倒引当金の特例 道府県民税： 2 事業税： 7 市町村民税： 4 合計： 13 (単位：百万円、適用業種全体の総数であること。)</p> <p>適用組合数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況を確認したところ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき推計されたものであり、漁業協同組合等を特定することが困難である。このため、漁業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>																																																										
	<p>平成27年度では、対象となる漁業協同組合等2,120組合のうち、718組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの8割に当たる607組合が12%割増の特例の適用を受けており、金額では66百万円のコスト（減収額）により551百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：組合、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (推計)</th> <th>29年度 (推計)</th> <th>30年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>2,210</td> <td>2,175</td> <td>2,163</td> <td>2,138</td> <td>2,120</td> <td>2,102</td> <td>2,084</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>647</td> <td>721</td> <td>773</td> <td>746</td> <td>718</td> <td>746</td> <td>737</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>532</td> <td>621</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>626</td> <td>613</td> <td>615</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>53</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>66</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>348</td> <td>551</td> <td>425</td> <td>441</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※算定根拠は別添参照。</p>						区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066	貸倒引当金計上組合数	647	721	773	746	718	746	737	737	適用組合数	532	621	664	606	607	626	613	615	減収見込額	53	41	37	32	66	45	48	53	貸倒引当金の繰入増加額	552	414	377	348	551	425	441
区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)																																																			
対象組合数	2,210	2,175	2,163	2,138	2,120	2,102	2,084	2,066																																																			
貸倒引当金計上組合数	647	721	773	746	718	746	737	737																																																			
適用組合数	532	621	664	606	607	626	613	615																																																			
減収見込額	53	41	37	32	66	45	48	53																																																			
貸倒引当金の繰入増加額	552	414	377	348	551	425	441	472																																																			
前回要望時の達成目標	<p>本措置による貸倒引当金の繰入増加額 (平成27年度及び平成28年度の2年間に本措置により漁業協同組合等が繰り入れる貸倒引当金の割増額を790百万円（各年度の貸倒引当金繰入額全体の1.9%）とする。)</p>																																																										

平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 年間に本措置により漁業協同組合等が繰り入れる貸倒引当金の割増額の実績見込みは 976 百万円（各年度の貸倒引当金繰入額全体の 2.2%）となった。しかしながら、漁業協同組合等は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすいことから、本措置により引き続き、漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持を進める必要がある。

本措置による貸倒引当金の繰入増加額の推移

(単位:百万円)

区 分	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)
貸倒引当金の繰入増加額 (A)	552	414	377	348	551	425	441	472
貸倒引当金繰入額 (B)	23,176	21,629	20,241	20,384	22,460	21,028	21,291	21,593
A/B	2.4%	1.9%	1.9%	1.7%	2.5%	2.0%	2.1%	2.2%

※繰入額の見込（平成 28～30 年度）は直近 3 ヶ年の平均値。

前回要望時からの  
達成度及び目標に  
達していない場合の  
理由

これまでの要望経緯

昭和 41 年度 創設  
昭和 55 年度 繰入限度額の割増を 20%から 16%に引下げ  
平成 10 年度 資本金 1 億円超の内国法人（公益法人及び協同組合等は除く）  
については法定繰入率を廃止  
平成 12 年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定  
平成 24 年度 繰入限度額の割増を 16%から 12%に引下げ